

## フロンティア地域循環共生圏 Q&A 集

---

1. 地域循環共生圏の形成と認定について . . . . . 1
2. フロンティア地域循環共生圏計画策定補助金について . . . . 14
3. フロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金について . . . 19
4. その他支援メニューについて . . . . . 27

静岡県総務部地域振興課

2026 年 4 月

## 1. 地域循環共生圏の形成と認定について

## Q1-1

地域循環共生圏とはなにか。

## A1-1

- 地域循環共生圏は、環境省の第5次環境基本計画（2018年4月）において、脱炭素と持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて提唱された概念である。
- 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて、他地域と資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限発揮されることを目指した考え方であり、持続可能な開発の三側面である環境・経済・社会の総合的向上の具体化の鍵のひとつとされている。
- フロンティアを拓く取組の第3期基本計画では、これまでの防災・減災と地域成長の両立をベースに、この環境省の概念を取り入れた地域づくりを目指すこととし、環境・社会・経済が調和した持続可能な地域成長を実現していく。

## Q1-2

地域循環共生圏を形成する必要性は。

## A1-2

- 現在、世界は新型コロナウイルス感染症と地球規模の気候変動という2つの危機に直面している。コロナ禍においては、防疫体制の強化やデジタル化の推進はもとより、大きく変化する人々のライフスタイルへの対応も不可欠である。また、深刻化する環境危機に対応していくために、脱炭素社会への移行や循環型社会の形成、自然との共生の実現、SDGsの達成などを強力に推進することが必要である。
- 加えて、ロシアによるウクライナ侵攻に関連して、原油や天然ガスの価格高騰が進んでいる。これにより、電気や食料などの購入価格が大

きく変動しており、日本から遠く離れた場所での影響が我々の生活に色濃く影響を与える事態が発生している。

- 上記を踏まえ、地域固有の資源を最大限活用しながら自立性を高めつつ、足りないものを近隣地域と補完し支え合うことにより、持続可能な社会を形成することが重要である。

### Q1-3

県内4つの圏域で地域循環共生圏を形成する理由は。

### A1-3

- 地域循環共生圏は、自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の活力が最大限発揮されることを目指した考え方である。
- 本県は、世界に認められた様々な自然環境や経済を牽引する主要産業が地域ごとに特色を有することに鑑み、この特色に応じて、伊豆地域、東部地域、中部地域、西部地域の4つの大きな地域循環共生圏を形成することを目指している。

### Q1-4

県内4つの圏域と市町等が設置するフロンティア地域循環共生圏との違いは。

### A1-4

- 県内4つの圏域は、県内の特色ある伊豆地域、東部地域、中部地域、西部地域において地域特性を活かした大きな地域循環共生圏を便宜上示すものであり、認定に基づき市町等が形成するフロンティア地域循環共生圏が多層的に存在することにより、この4つの圏域が構成される。

## Q1-5

県内4つの圏域の範囲を守らなければならないのか。

## A1-5

- 県内4つの圏域は、県内の特色ある伊豆地域、東部地域、中部地域、西部地域において地域特性を活かした大きな地域循環共生圏を便宜上示すものである。
- しかしながら、地理的・歴史的背景からこの圏域を厳密に区切ることには困難であることから、フロンティア地域循環共生圏を形成するにあたっては、この大圏域の枠に執着せず、隣接市町との繋がりを優先したより柔軟な圏域形成を優先することが望ましい。

## Q1-6

地域循環共生圏の形成に資する取組はどのようなものがあるか。

## A1-6

- 地域循環共生圏の形成にあたっては、フロンティアを拓く取組の第3期基本計画において掲げる「主要な施策の柱立て」に該当する取組が行われることにより、環境・社会・経済が調和した持続可能な地域成長の実現が期待される。
- 具体的には以下に示す5つの柱があり、これらのいずれかもしくは複数に該当する取組が想定される。
  1. 環境と調和した循環型社会への移行・自然との共生の実現
  2. まちづくり、住宅・建築物、交通システムのリデザイン（再設計）
  3. 環境共生型の再生可能エネルギー等の導入促進
  4. 産業構造の転換に向けた取組
  5. 人材の育成とオープンイノベーション
- 想定される取組については、フロンティアを拓く取組の第3期基本計画において、各圏域ごとに実現に向けた取組の方向性を記載している

ため、参考とされたい。

### Q1-7 環境と経済が両立する地域づくりとはどういうものか。

#### A1-7

- フロンティアを拓く取組の第3期基本計画では、これまでの防災・減災と地域成長の両立をベースに、環境省が提唱する地域循環共生圏の概念を取り入れた地域づくりを目指すこととしている。すなわち、環境に配慮しながら地域成長を促す政策を推進することにより、脱炭素などの目標と経済発展の両方を達成していくことを目指している。

### Q1-8

フロンティア地域循環共生圏は防災・減災の要素を盛り込む必要があるか。

#### A1-8

- フロンティア地域循環共生圏は、これまでの防災・減災と地域成長の両立をベースに、環境省提唱の地域循環共生圏の概念を取り入れた地域づくりを目指すものであることから、防災・減災の観点は必要不可欠である。
- 防災・減災の観点としては、副次的に防災性向上に資する取組を取り入れることが想定される。

### Q1-9 認定に際しての必要な要件は。

#### A1-9

- 「フロンティア地域循環共生圏認定要綱」では、フロンティア地域循環共生圏認定基準を設定しており、認定申請にあたっては、形成を目指す圏域がすべての項目に該当する必要がある。
- 加えて、フロンティア地域循環共生圏の定義である地域資源を最大限

活用し、地域資源が圏域内で循環する仕組みの構築を目指すものである必要がある。

《備考》

【フロンティア地域循環共生圏認定基準】

認定基準	判断基準
全体構想・第3期基本計画に適合している取組や事業を行う圏域	環境と社会経済の両立した地域づくりを目指すフロンティアを拓く取組第3期基本計画の考え方に適合していること
適切な地域課題の分析と解決策が提示されているか	地域の目指す姿が提示されていること
	地域課題の分析と、デジタル技術を活用した地域循環共生圏の形成を図る具体的な取組の提示があること
取組や事業の実施が確実であるか	<p>実施が確実であることは、次の各号を総合的に勘案し判断する</p> <p>1号 令和9年度までの確実な事業実施（着手）が見込まれる等熟度が高いと認められること</p> <p>2号 市町及び関係者を構成員とし、実施事業に関する合意形成の体制が整っていること</p>

Q1-10

地域資源とはどのようなものか。

A1-10

- 地域循環共生圏の形成にあたっては、地域資源の活用と循環を図ることが重要である。この地域資源は、資源そのものが圏域内を循環、もしくは姿形を変えながら循環することにより、地域成長を促すような「潤滑油」の役割を担うものである。
- 具体的な地域資源としては、「自然」「モノ」「ヒト」「資金」が挙げら

れ、それぞれ以下のようなものが想定される。

【地域資源の例】

- ・「自然」：森林、水、土壌、景勝地、再エネ資源（太陽光、小水力、温泉熱） など
- ・「モノ」：特産物、歴史的建造物、空き家・空き地、荒廃農地、廃棄物 など
- ・「ヒト」：人材、企業、コミュニティ、技術、知見、歴史・文化 など
- ・「資金」：住民・企業・自治体の金融資産 など

Q1-11

1 市町での形成でもよいのか。

A1-11

- フロンティア地域循環共生圏の形成にあたっては、1 市町の有する特色を最大限発揮するために、単独で圏域を形成することも可能である。

Q1-12

1 市町で複数の圏域の認定を受けることができるか。

A1-12

- 市町等が形成するフロンティア地域循環共生圏は、政策のテーマ性や地域特性に応じて様々な圏域が形成されることが想定されることに鑑み、1 市町で複数の圏域の認定を受けることができる。
- なお、認定後の「フロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金」は、1 市町につき複数の圏域で活用が可能である。

Q1-13

複数市町が連携する必要性は。

## A1-13

- 近隣の複数市町が連携する仕組み（以下、「複数市町連携」）は行政経営全体に関連する重要なものであり、人口減少社会において高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する中で、地方公共団体間の連携により行政サービス等を提供することが、これまで以上に求められている。
- フロンティア地域循環共生圏においても、より広域的な取組により、限られた地域資源等の有効活用と効率的循環が期待されることから、同様の政策方針をもとに複数市町連携による圏域形成を目指すことが重要である。

## Q1-14

複数市町連携により取組を進めることはどのようなメリットがあるか。

## A1-14

- 複数市町連携によるフロンティア地域循環共生圏の形成に取り組むにあたっては、各市町がそれぞれ単独で取り組む場合と比較し、以下のようなメリットが考えられる。

**【複数市町連携によるメリットの例】**

- ・ 取組に係るトータルコストの削減
- ・ 限りある民間資源（資本、マンパワー、機会）の有効活用
- ・ 行政境界部を含む一体的な事業展開
- ・ 各市町間での地域資源の不足・余剰を補完し合う総合的な施策の実現
- ・ 連携の他分野政策（施策）への展開

## Q1-15

複数市町連携により取組を進める場合、協議会を組織する必要があるか。

## A1-15

- 「フロンティア地域循環共生圏認定基準」では、判断基準に「実施事業に関する合意形成の体制が整っていること」が規定されている。このことから、複数市町連携によりフロンティア地域循環共生圏の形成を進める場合には、合意形成を図る場として協議会を設置することが望ましい。
- また、複数市町連携において「フロンティア地域循環共生圏計画策定事業費補助金」を活用する場合は、協議会が実施主体及び交付先となることに注意が必要である。
- なお、「フロンティア地域循環共生圏計画策定事業費補助金交付要綱」では、協議会は、複数の市町で構成され、次に掲げる事項を定める規約等を有する団体と定義されている。また、その他関係者を協議会の構成員に含めることを妨げるものではなく、既存の協議会等を活用することも可能である。

ア 目的

イ 構成員、事務局、代表者

ウ 各構成員の役割分担

エ 事務処理及び会計処理の方法

オ 会計及び事務監査の方法

カ その他運営に関して必要な事項

## Q1-16

フロンティア地域循環拠点区域を設定しなければならないのか。

## A1-16

- 「フロンティア地域循環共生圏設置要綱」では、フロンティア地域循環拠点区域（以下、「循環拠点区域」）を、「フロンティア地域循環共生圏の形成にあたって、地域資源を活用し持続可能な圏域を形成するために必要な拠点（既存の拠点の拡充を含む）」と定義している。また、

循環拠点区域に対して支援の特例を受けることができる。

- これらのことから、循環拠点区域は必ずしも設定しなければならないものではないが、支援の特例は循環拠点区域に設定した場合のみ適用されるため、メリット等を考慮し設定することが望ましい。

## Q1-17

フロンティア地域循環拠点区域の設定にあたっては、どの程度の熟度が必要か。

## A1-17

- 「フロンティア地域循環共生圏認定基準」では、取組や事業の実施が確実であることが規定されており、取組の熟度が高いことや実施事業に関する合意形成の体制が整っていることを総合的に勘案し判断する。
- このうち、「熟度が高い」とは以下に示すような状態であることが考えられる。
  - ・ 令和9年度までの確実な事業実施（着手）が見込まれること
  - ・ 実施場所や内容について公表されても問題ない程度の透明性があること
  - ・ 土地利用の事前調整が行われ、今後の法令規制解除申請が円滑に進むことが見込まれること

## Q1-18

認定基準に規定される「事業実施（着手）」とはどの程度を指すのか。

## A1-18

- 事業着手とは、客観的にみて事業実現に向けた具体的な取組が開始したと認められる以下のような段階を指す。
  - ・ 循環拠点区域整備事業：実施設計を行う段階
  - ・ その他実施する事業：実施事業に関する合意形成の体制において

詳細な取組内容の合意が得られた段階

- なお、フロンティア地域循環共生圏計画書に位置づけられるすべての事業が着手していることを条件としておらず、いずれかの事業が令和9年度までに着手している必要がある。

### Q1-19

地域循環共生圏の計画や範囲を変更することができるか。

### A1-19

- フロンティア地域循環共生圏の認定にあたっては、取組や事業実施の確実性が求められ、令和9年度までの短期間で確実な事業実施（着手）が見込まれる等熟度が高い必要がある。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の流行や原油価格高騰など、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化は、今後も懸念されるところである。
- 以上を踏まえ、フロンティア地域循環共生圏の形成においては、社会情勢の急激な変化に柔軟に対応することにより、地域循環共生圏がより効率的かつ円滑に形成されることも想定されることから、適宜計画や範囲を変更することが可能である。

### Q1-20

認定後圏域を拡大（対象市町を増加）することは可能か？

### A1-20

- フロンティア地域循環共生圏の形成にあたっては、複数市町連携による圏域形成を目指すことが望ましいが、各市町の政策に対する方針や方向性に少なからず差異が存在することから、当初から複数市町が連携した政策推進体制を構築することは難しいことと想定される。
- このことから、フロンティア地域循環共生圏の効率的な形成手法として、認定後段階的に圏域を拡大するなどの柔軟な圏域形成も可能である。

## Q1-21

数値目標（KPI）を設定する必要があるのか。

## A1-21

- 「フロンティア地域循環共生圏認定要綱」に規定する認定基準では、数値目標（KPI）を設定することを位置づけていない。
- しかしながら、フロンティア地域循環共生圏の形成にあたっては、目指す姿を達成するためにより明確な政策（施策）を設定することが重要であることから、認定時に定量的指標である KPI を設定することをお願いしている。
- 「フロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金」の活用には、事業計画に数値目標（KPI）を記載する必要があるため、留意が必要である。
- なお、数値目標（KPI）の設定を義務づけるよう、今後認定基準を改正することを検討している。

## Q1-22

デジタル技術の活用とはどのようなものか。

## A1-22

- デジタル技術の発展を背景とした技術革新は、新たな循環経済への移行の鍵のひとつとされている。加えて、コロナ禍を背景に、社会経済全体に遠隔・非接触型の「新常态（ニューノーマル）」が定着しつつある。国においても「デジタル田園都市国家構想」を提唱し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の導入が促進される中、フロンティア地域循環共生圏の形成においても、デジタル技術の活用は地域課題の解決において必要不可欠な手法である。
- 活用するデジタル技術は、目指す圏域により様々なものが想定されるが、例えば以下のような活用が考えられる。

【デジタル技術活用の例】

- ・ 自動運転や MaaS 等による次世代モビリティマネジメントシステム
  - ・ デジタル地域通貨の導入
  - ・ ドローンを活用した自動配送システム
  - ・ AI 等を用いたエネルギーマネジメントシステムの導入
  - ・ ビッグデータを活用した次世代ヘルスケアシステム など
- なお、国では「デジタル田園都市国家構想推進交付金」の採択事例等を公開しているため、地域循環共生圏の形成に資するデジタル技術の参考とされたい。

## Q1-23

フロンティア推進エリアとの違いは。

## A1-23

- フロンティア推進エリア（以下、「推進エリア」）は、革新的技術等を利用して都市的サービスを提供する拠点間相互の連携・補完を図ることにより、地域課題の解決を図る圏域である。
- 一方、フロンティア地域循環共生圏は、デジタル技術等を活用しながら地域資源の活用と循環を図り、環境と社会経済を両立させることにより地域課題の解決を図る圏域である。
- すなわち、推進エリアは「共生と対流」を促すフィールド形成（面的整備）を主としたものに対し、フロンティア地域循環共生圏は持続可能な地域づくりの概念を体現するものであり、両者の思想や目的には違いがある。

## Q1-24

推進エリアと地域循環共生圏が重複することはできるか。

## A1-24

- 前述のとおり、基本戦略である「対流型都市圏から地域循環共生圏へ

の発展的展開」を目指す中で、推進エリアとフロンティア地域循環共生圏では定義に違いがあることに鑑み、2つの圏域が重複することは十分に想定される。

Q1-25

フロンティアを拓く取組の構想期限である令和9年度までに、目指す姿が実現されていないのか。

A1-25

- 「フロンティア地域循環共生圏認定要綱」では、令和9年度までの確実な事業実施（着手）が見込まれる等熟度が高いと認められることが、認定基準のひとつと規定されている。このため、令和9年度までには、目指す姿を実現するための取組や事業が少なからず着手されている必要がある。

Q1-26

認定されたフロンティア地域循環共生圏は公表されるのか。

A1-26

- 認定された場合、目指す姿や取組内容、循環拠点区域等を含む概要資料が、県HP等より公表する予定である。

## 2. フロンティア地域循環共生圏計画策定事業費補助金について

Q2-1	「計画の策定に要する経費」とは具体的にどのようなものか。
A2-1	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「フロンティア地域循環共生圏計画策定事業費補助金交付要綱」では、次に掲げる事項を計画策定に要する経費をしている。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域課題の分析</li><li>・ 地域資源及びデジタル技術の活用に向けた調査・分析、実証実験</li><li>・ 環境と社会経済の両立に向けた調査・分析、実証実験</li><li>・ フロンティア地域循環拠点区域の整備に係る調査</li><li>・ その他知事が認めるもの</li></ul></li></ul>
Q2-2	単独市町（単独型）と複数市町連携（連携型）で補助率が違うのは。
A2-2	<ul style="list-style-type: none"><li>● フロンティア地域循環共生圏の形成においては、より広域的な取組を促進することにより、限られた地域資源等の有効活用と効率的循環が期待されることから、複数市町連携による圏域形成を目指すことが望ましい。このため、連携型では単独型と比べ補助率や補助限度額を優遇している。</li></ul>
Q2-3	本補助金が活用できる期間は。
A2-3	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「フロンティア地域循環共生圏計画策定事業費補助金募集要領」では、1市町が単独で実施する場合（単独型）は採択後1年、複数市町が連携して実施する場合（連携型）は採択後2年を補助期限としている。</li></ul>

- なお、これはあくまで補助が可能な期限を示したものであり、各年の予算の確保を補償するものではないことに注意が必要である。

**Q2-4** 政令指定都市は対象となるのか。**A2-4**

- 政令指定都市移行に伴い締結された権限委譲等に関する基本協定では、政令指定都市に対する県単独助成事業は、原則として市が独自に実施することとしている。このため、政令指定都市は補助対象外となる。
- ただし、当該補助金は市町または協議会を補助対象としていることから、この協議会内に政令指定都市が参画していても補助を受けることができる。

**Q2-5** 交付申請はいつでもできるのか。**A2-5**

- 本補助金の活用については、別途文書により募集を図っており、その際添付される募集要領に記載するスケジュール等に基づいて申請する必要がある。

**Q2-6** 完了実績報告はいつまでに行う必要があるのか。**A2-6**

- 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用することから、年度内に補助事業者に対し、補助金の支払いを完了する必要がある。
- このため、事務手続期間を考慮し補助事業者は3月10日までに完了実績報告書を県へ提出する必要がある。

Q2-7

複数市町が連携して取り組む場合、交付申請主体はどこになるのか。

A2-7

- 申請はあくまで交付を受けようとする者が行うものである。このため、複数市町が連携して取り組む場合は、「地域循環共生圏計画策定事業費補助金交付申請書」を協議会名により提出する。

Q2-8

申請から交付までどの程度の期間を要するのか。

A2-8

- 本補助金の交付に際しては、以下に示す工程を経る必要があり、約2ヶ月程度の期間を要すると想定される。
  - ・ 事業計画書の提出 → 県担当によるヒアリング
  - ・ 審査会による計画書審査 → 採択通知書送付
  - ・ 交付申請書提出 → 交付決定
- 詳細は、本補助金募集時に送付される「フロンティア地域循環共生圏計画策定事業費補助金募集要領」を参照すること。

Q2-9

毎年度交付申請する必要があるのか。

A2-9

- 連携型の場合は、最大2年を補助期限としていることから、2箇年に分けて補助金を活用する場合、年度ごとに申請しなければならない。

Q2-10

既に国や県の補助・交付金が充当されている（過去にされていた）事業は補助対象となるのか。

A2-10

- 現時点で国や県の補助金・交付金が充当されているもの（その予定の

あるもの)は、補助の対象外である。過去に充当されていた事業については、事業の明確な切り分けができる場合に限り対象となる。

**Q2-11** 本補助金の繰越はできるか。

**A2-11**

- 会計年度独立の原則に鑑み、原則として補助金を繰り越すことはできない。

**Q2-12** どのようなものに使うことができるのか。

**A2-12**

- 「計画の策定に要する経費」の考え方は、前述したとおりである。
- また、本補助金は、国の地方創生推進交付金を活用することから、国交付金制度に則り、用地取得及び区分所有権取得、土地造成工事に要する用途は、補助対象外である。

**Q2-13** 個人や特定の企業に支給する交通費や宿泊費等の支出ができるか。

**A2-13**

- 本補助金は、国の地方創生推進交付金を活用することから、交付金の制度に則り、個人や特定の企業への支給となるような支出は補助対象外となる。

**Q2-14** その他（知事が認めるもの）とは、具体的にどのような経費を指すのか。

## A2-14

- 本補助金は、地域循環共生圏の形成に向けた計画づくりを支援するものであるため、計画策定に資する経費については支援の対象となりうる。
- ただし、本補助金は国の地方創生推進交付金等（令和4～8年度）を活用するため、国交付金の対象経費であることが必要である。

## Q2-15

補助金の財源は。

## A2-15

- 本補助金の財源は、国の地方創生推進交付金等（令和4～8年度）を活用している。
- このため、国の会計実地検査の対象となることに留意が必要である。

## 3. フロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金について

Q3-1

単独市町（単独型）と複数市町連携（連携型）で補助率が違うのは。

A3-1

- フロンティア地域循環共生圏の形成においては、より広域的な取組を促進することにより、限られた地域資源等の有効活用と効率的循環が期待されることから、複数市町連携による圏域形成を目指すことが望ましい。このため、連携型では単独型と比べ補助率や補助限度額を優遇している。

Q3-2

補助金活用の期間は。

A3-2

- 「フロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金取扱要領」では、事業計画の期間を、認定後から3箇年以内（認定年度を含む。ただし、事業着手が翌年度以降となる場合は、翌年度から3箇年度以内）と規定している。これは、認定後に事業効果の早期実現を促すためである。
- また、フロンティアを拓く取組の第3期基本計画は、令和4年度から令和9年度までの6年間であることから、令和9年度に予定する最終認定を受けた場合の事業期間は、最大令和12年度までとなる。

Q3-3

数値目標（KPI）設定とはなにか。

A3-3

- 本補助金活用による効果を図る上で、進捗管理と最終目標を設定することは必要である。このため、事業計画には、目指す地域づくりに向けた進捗を管理する上で適切な数値目標（KPI）を設定することとした。

- 認定時に圏域形成に関する数値目標（KPI）を設定することをお願いしており、これに関連付けて設定することが望ましい。
- 目標は、定量的に把握できるアウトカム（成果指標）を設定することとする。

## Q3-4

政令指定都市は補助対象となるのか。

## A3-4

- 政令指定都市移行に伴い締結された権限委譲等に関する基本協定では、政令指定都市に対する県単独助成事業は、原則として市が独自に実施することとしている。このため、政令指定都市は補助対象外となる。

## Q3-5

1市町で複数の圏域が存在する場合、複数の圏域において補助金を申請することは可能か。

## A3-5

- 1市町で複数の圏域を認定することは可能である。本補助金はフロンティア地域循環共生圏の形成を促進するという観点から、認定した魅力的な取組を優先的に補助することで、これを持続的な地域づくりの先導モデルとすることを目的としている。このことから、本補助金は1市町で複数の圏域で活用することができることとした。なお、本補助金の活用においては、各圏域ごとに形成事業計画を策定することとし、それぞれに本補助金交付要綱に規定する補助率（額）を適用する。

## Q3-6

単独型の認定後、連携型に拡充した場合の補助事業の取扱いは。

## A3-6

- フロンティア地域循環共生圏形成にあたっては、段階的に範囲を拡大

することも想定される。これにより、単独型から連携型に拡充した場合は、連携内市町の公平性を踏まえ、連携型の補助率に変更することができる。

- ただし、1市町の補助対象期間は、当該市町が圏域に参画した時点を基準とし、認定年度以降3年を限度とする。

### Q3-7

この補助金を受けるためにはどのような手続きが必要か。

### A3-7

- 形成事業費補助金を受けるためには、フロンティア地域循環共生圏の認定を受けることに併せて以下の作業が必要であることに留意が必要である。
  - ①フロンティア地域循環共生圏形成事業計画の策定、申請及び採択
  - ②事業計画に基づく毎年度の交付申請
  - ③交付に係る前年度予算要望
- ①はフロンティア地域循環共生圏の認定後に、②は①の採択後にそれぞれ行われるものである。また、円滑な交付のためには、前年度に行われる予算要望調査に対して確実に申請する必要がある。

### Q3-8

交付申請はいつでもできるのか。

### A3-8

- 「フロンティア地域委循環共生圏形成事業費補助金交付要綱」では、提出期限について「別に定める日」と規定されている。
- 一般的には、前年度末の予算内示通知書においてこの提出期限を定めるため、これに注意し交付申請を行う必要がある。

Q3-9

完了実績報告はいつまでに行う必要があるのか。

A3-9

- 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用することから、年度内に補助事業者に対し、補助金の支払いを完了する必要がある。
- このため、事務手続期間を考慮し補助事業者は3月10日までに完了実績報告書を県へ提出する必要がある。

Q3-10

複数市町が連携して取り組む場合、交付申請者はどこになるのか。

A3-10

- 本補助金は、ハード事業とソフト事業を一体的に支援できる制度であるため、ハード事業実施後の資産管理を継続的かつ適正に行っていく必要があることなどから、交付申請者を市町とした。
- このため、複数市町連携圏域においても、各市町単位で交付申請する。

Q3-11

協議会を構成する民間事業者が実施する事業の取扱いは。

A3-11

- 本補助金の事業実施主体は、市町、協議会、協議会の構成員又はその他関連する者である。ただし、補助申請者は市町であることから、民間事業者が事業実施主体となる事業については、市町の間接補助事業として事業を実施することとなる。

Q3-12

既に国や県の補助・交付金が充当されている（過去にされていた）事業は補助対象となるのか。

## A3-12

- 現時点で国や県の補助金・交付金が充当されているもの（その予定のあるもの）は、補助の対象外である。過去に充当されていた事業については、事業の明確な切り分けができる場合に限り対象となる。

## Q3-13

実施するハード事業とソフト事業の割合に制限はあるか。

## A3-13

- 本補助金は、国の地方創生推進交付金を活用することから、交付金の制度に則る必要がある。
- 地方創生推進交付金は、一般的にはハード事業の割合が事業全体の5割以下とされているが、他圏域の形成補助金事業や県他部局事業の活用状況に応じて柔軟に対応することが可能である。
- これらのことから、事業計画に位置づける事業費の割合はハード事業の割合が事業全体の5割以下とするが、各年度の割合については、その割合が大きく偏る場合には、本補助金担当に確認されたい。

## Q3-14

毎年度交付申請する必要があるのか。

## A3-14

- 事業計画では本補助金の計画的執行を位置づけたものに過ぎないことから、補助金の活用には年度ごとに交付申請しなければならない。
- なお、事業計画において補助金活用がない年度がある場合は、当該年度は交付申請する必要はない。

## Q3-15

本補助金の繰越はできるか。

A3-15

- 会計年度独立の原則に鑑み、原則として補助金を繰り越すことはできない。

Q3-16

初年度（単年度）で、補助上限額を要求することは可能か。

A3-16

- 年度内での適正な予算執行が可能であれば、満額を要求することができる。
- ただし、予算の範囲内での予算内示となることから、当該年度の申請状況等により、調整する可能性があることに留意されたい。

Q3-17

単年度で複数の事業への支出は可能か。

A3-17

- 補助対象期間内かつ補助上限額内であれば、複数事業への支出が可能である。

Q3-18

採択されている事業計画は、年度途中で計画変更をすることは可能か。

A3-18

- 事業計画の年度途中の変更は可能である。

Q3-19

どのようなものを使うことができるのか。

A3-19

- 認定を受けたフロンティア地域循環共生圏の形成に資するもので、次に掲げる経費を補助対象としている（詳細は、「フロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金取扱要領」参照）。

- ・ 役務費
- ・ 委託料
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 工事請負費
- ・ 公有財産購入費
- ・ 負担金、補助及び交付金
- ・ その他

- また、本補助金は、国の地方創生推進交付金を活用することから、国交付金制度に則り、用地取得及び区分所有権取得、土地造成工事に要する用途は、補助対象外である。

Q3-20

個人や特定の企業に支給する交通費や宿泊費等の支出ができるか。

A3-20

- 本補助金は、国の地方創生推進交付金を活用することから、交付金の制度に則り、個人や特定の企業への支給となるような支出は補助対象外となる。

Q3-21

その他（知事が認めるもの）とは、具体的にどのような経費を指すのか。

A3-21

- 本補助金は、フロンティア地域循環共生圏の形成を支援するものであるため、地域づくりに資する経費を対象としている。このため、単純な備品購入などは本補助金の対象外とするが、地域の特性を活かしたもので、その他の関連する取組との連携により相乗効果を生み出すことができるものについては、支援の対象となりうる。
- ただし、本補助金は国の地方創生推進交付金等（令和4～8年度）を

活用しているため、国交付金の対象経費であることが必要である。

**Q3-22**

補助金の財源は。

**A3-22**

- 本補助金の財源は、国の地方創生推進交付金等（令和4～8年度）を活用している。
- このため、国の会計実地検査の対象となることに留意する必要がある。

4. その他支援メニューについて

Q4-1	フロンティア地域循環共生圏の形成に活用できるその他支援メニューは。
A4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フロンティア地域循環共生圏内に設定された循環拠点区域に対して支援の特例を設けており、循環拠点区域の事業推進を支援している。</li> <li>● 支援メニューは財政支援、金融支援、事業支援の様々なものがある。</li> </ul>

「備考」

【支援メニュー一覧】

項目	支援策の内容【担当課】																						
財政 支援	<p><b>豊かな暮らし空間創生事業費助成【住まいづくり課】</b> (期限：令和9年度)</p> <p>事業者が行う豊かな暮らし空間を実現する住宅地整備のうち、市町が補助する道路、公園等の公共施設整備に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象者：市町</li> <li>● 補助率：1/2、限度額：10,000千円</li> </ul>																						
	<p><b>地域産業立地事業費助成【企業立地推進課】</b> (期限：循環拠点区域（工業団地）は令和11年度、それ以外は令和9年度)</p> <p>新規に立地した企業の用地取得費と新規雇用に対し、市町と連携して助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成対象者：企業</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>区域内</th> <th>→</th> <th>循環拠点区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">用地取得 補助率</td> <td>成長分野※1</td> <td>30%</td> <td>→</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20%</td> <td>→</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">限度額※2</td> <td>成長分野※1</td> <td>3億円</td> <td>→</td> <td>4億円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2億円</td> <td>→</td> <td>3億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 食品・医薬品・医療機器・環境関連の製造業など ※2 用地取得と新規雇用の合計</p>	区分		区域内	→	循環拠点区域	用地取得 補助率	成長分野※1	30%	→	40%	その他	20%	→	30%	限度額※2	成長分野※1	3億円	→	4億円	その他	2億円	→
区分		区域内	→	循環拠点区域																			
用地取得 補助率	成長分野※1	30%	→	40%																			
	その他	20%	→	30%																			
限度額※2	成長分野※1	3億円	→	4億円																			
	その他	2億円	→	3億円																			

	<p><b>工業用地安定供給促進事業費助成【企業立地推進課】</b> (期限：令和9年度)</p> <p>企業局や市町公社等が行う工業用地の整備のうち、市町が負担する道路等の公共施設整備（新設に限る）に対する助成</p> <p>●助成対象者：市町</p>
金融支援	<p><b>フロンティア推進資金【商工金融課】</b> (期限：令和9年度)</p> <p>循環拠点区域に立地する中小企業が活用できる、土地の取得、建物・設備投資に対する融資への利子補給</p> <p>●融資対象者：企業 ●融資利率：1.4%以内、利子補給率：0.67%以内、 ●融資限度額：10億円、融資期間：15年（据置5年）</p>
事業支援	<p><b>内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業【農地計画課】</b> (期限：令和9年度)</p> <p>市町等からの申請に基づき開発地周辺農地において農業基盤整備等を県が実施</p> <p>●対象者：市町、団体 ●負担率：県1/2、申請者1/2、採択要件：受益面積5ha以下 ●事業主体：県 ●事業内容：生産基盤整備・生活環境整備に係る調査設計、工事等</p>

Q4-2

アドバイザーはどのような場合に活用することができるか。

A4-2

- 例えば以下のような活用方法が想定される。
  - ・実現性を踏まえた政策、事業の検討
  - ・地域循環共生圏形成に係る全国事例の紹介 など

## Q4-3

アドバイザーはどのような人がいるのか。

## A4-3

- アドバイザー制度は、特定の有識者に委嘱しているのではなく、案件ごとに適切な有識者を選定する。このため、アドバイザー派遣を希望される場合は、政策の方向性（テーマ）等を明確に示す必要がある。